



発行 新潟県  
号外 2  
令和8年3月31日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会規程

- 4 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)
- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)
- 2 外来魚の再放流に係る委員会指示 (内水面漁場管理委員会)

内水面漁場管理委員会公告

- コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定 (内水面漁場管理委員会)

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																				
<p><b>第7号様式の4</b> (選挙権を有しない者の通知様式) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑名</td> <td style="text-align: center;">刑期等</td> <td style="text-align: center;">罰金 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>拘禁刑</u></td> <td style="text-align: center;">年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>拘禁刑</u></td> <td style="text-align: center;">年間執行猶予</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">罰金刑</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)			刑名	刑期等	罰金 円	<u>拘禁刑</u>	年月		<u>拘禁刑</u>	年間執行猶予		罰金刑			(略)			<p><b>第7号様式の4</b> (選挙権を有しない者の通知様式) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">刑名</td> <td style="text-align: center;">刑期等</td> <td style="text-align: center;">罰金 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>懲役刑</u></td> <td style="text-align: center;">年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>懲役刑</u></td> <td style="text-align: center;">年間執行猶予</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">罰金刑</td> <td style="text-align: center;"><u>(禁錮刑)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)			刑名	刑期等	罰金 円	<u>懲役刑</u>	年月		<u>懲役刑</u>	年間執行猶予		罰金刑	<u>(禁錮刑)</u>		(略)		
(略)																																					
刑名	刑期等	罰金 円																																			
<u>拘禁刑</u>	年月																																				
<u>拘禁刑</u>	年間執行猶予																																				
罰金刑																																					
(略)																																					
(略)																																					
刑名	刑期等	罰金 円																																			
<u>懲役刑</u>	年月																																				
<u>懲役刑</u>	年間執行猶予																																				
罰金刑	<u>(禁錮刑)</u>																																				
(略)																																					
<p><b>第48号様式</b> (候補者の被選挙権調査書様式) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(イ)</td> <td><u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td><u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		(イ)	<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細	(ウ)	<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細	(オ)	法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細	<p><b>第48号様式</b> (候補者の被選挙権調査書様式) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(イ)</td> <td><u>禁錮</u>以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td><u>禁錮</u>以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)		(イ)	<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細	(ウ)	<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細	(オ)	法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細																				
(略)																																					
(イ)	<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細																																				
(ウ)	<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細																																				
(オ)	法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細																																				
(略)																																					
(イ)	<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行中であるかどうか、あるときはその詳細																																				
(ウ)	<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）であるかどうか、あるときはその詳細																																				
(オ)	法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられその刑の執行猶予中であるかどうか、あるときはその詳細																																				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 新潟県選挙管理委員会規程第 5 号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成 7 年新潟県選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>第42号様式の 2</b>（第74条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が 5 万枚以下の場合  <u>8 円 38 銭</u>＝単価            単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が 5 万枚を超える場合  <math display="block">\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}</math>           ＝単価            …… 1 円未満の端数は切上げ            単価×当該作成枚数＝限度額</p>	<p><b>第42号様式の 2</b>（第74条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が 5 万枚以下の場合  <u>7 円 73 銭</u>＝単価            単価×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が 5 万枚を超える場合  <math display="block">\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}</math>           ＝単価            …… 1 円未満の端数は切上げ            単価×当該作成枚数＝限度額</p>
<p><b>第43号様式</b>（第74条関係）</p> <p>（ポスター作成証明書の様式）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合  <u>316,250 円 + 586 円 88 銭</u> × ポスター掲示場数            ポスター掲示場数            ＝単価            …… 1 円未満の端数は切上げ            単価×確認された作成枚数＝限度額</p> <p>イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 を越える場合</p>	<p><b>第43号様式</b>（第74条関係）</p> <p>（ポスター作成証明書の様式）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合  <u>316,250 円 + 541 円 31 銭</u> × ポスター掲示場数            ポスター掲示場数            ＝単価            …… 1 円未満の端数は切上げ            単価×確認された作成枚数＝限度額</p> <p>イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 を越える場合</p>

<p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>=単価</p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>単価 × 確認された作成枚数 = 限度額</p> <p><b>第44号様式</b> (第75条関係) (請求書の様式)</p> <p>その1 (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合</p> <p><math display="block">\frac{419,000\text{円} + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> <p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> <p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p>	<p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 270,655\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>=単価</p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>単価 × 確認された作成枚数 = 限度額</p> <p><b>第44号様式</b> (第75条関係) (請求書の様式)</p> <p>その1 (略)</p> <p>その2 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合</p> <p><math display="block">\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>2～4 (略)</p> <p>その3 (略)</p> <p>(別記)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 D欄には、次により算出した額を記載してください。</p> <p>(1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合</p> <p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合</p> <p><math display="block">\frac{316,250\text{円} + 270,655\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}</math></p> <p>… 1円未満の端数は切上げ</p> <p>3～5 (略)</p>
---	---

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**内水面漁場管理委員会指示**

**新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和 8 年 3 月 31 日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会 長 藤 田 利 昭

#### 1 指示内容

##### (1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

##### (2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

#### 2 指示期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 新潟県内水面漁場管理委員会指示第 2 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 31 日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会 長 藤 田 利 昭

#### 1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

#### 2 指示区域

新潟県全域

#### 3 指示期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 内水面漁場管理委員会公告

### 新潟県内水面漁場管理委員会公告

令和 8 年新潟県内水面漁場管理委員会指示第 1 号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 31 日

新潟県内水面漁場管理委員会  
会 長 藤 田 利 昭

1 阿賀野川水系の本流及び支川

2 鳥屋野潟